

「グループホーム 宝塚あいわ苑」

重要事項説明書

当事業所はご利用者に対し、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス(以下「認知症対応型共同生活介護サービス」という)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1.施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛和会
- (2) 法人所在地 豊中市寺内1丁目1番10号
- (3) 電話番号 06-6866-2941
- FAX番号 06-6866-2950
- (4) 代表者氏名 理事長 高岡 秀幸
- (5) 設立年月日 平成11年11月2日

2.ご利用施設概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 地上 4階
- (2) 建物の延べ床面積 1191.87 m²

3.愛和会の理念

- (1) 広く社会のためにより良い保健福祉サービスを提供し、生きがいのある社会生活の増進に貢献する。
- (2) 人間の尊厳と人権を尊重し、公平で平等な法人活動に努める。
- (3) 地域社会との協調を深め、創意工夫をこらして利用者の保健福祉の向上と法人の健全な発展を図る。
- (4) 保健福祉に携わるものとしての使命を自覚し、学識、技術の研鑽と人間性の向上に努める。
- (5) 自主性と和の精神を重んじ、利用者と共に法人に働く誇りと喜びを共にする。

モットー

貢献 ・ 創意 ・ 協調

4.ご利用事業所

(1) 事業所の種類

指定認知症対応型共同生活介護・平成 28 年 1 月 1 日

(2) 事業所の目的

介護保険法に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。この事業所は、認知症状によって自立した生活が困難になったご契約者で、居宅において適切な支援を受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 事業所の名称 グループホーム宝塚あいわ苑

(4) 事業所の所在地 宝塚市山本西 2 丁目 6 番 11 号

(5) 電話番号 0797-89-8553

FAX番号 0797-89-8554

(6) 管理者名 稲尾 秀洋

(7) 当事業所の運営方針

- 1.私たちは、利用者が主体的、自立的に生きていくことを援助します。
- 2.私たちは、利用者一人一人が住み慣れた地域でより長く、より豊かに生活できるよう援助します。
- 3.私たちは、地域の皆様から信頼され愛されるよう開かれた施設作りに努めます。
- 4.私たちは、サービス利用者の方が必要とする情報の提供を行うよう努めます。

(8) 開設年月日 平成 28 年 1 月 1 日

(9) 入居定員 18 名 (1 ユニット 9 名)

(10) 実施地域 宝塚市

(11) 営業時間

日中の時間帯	7 : 00 ~ 20 : 00
夜間及び深夜の時間帯	20 : 00 ~ 7 : 00

5.当事業所利用対象者

- (1) 当事業所に入居できるのは、原則としては介護保険制度における要介護認定の結果「要支援 2 ~ 要介護 5」と認定された方が対象となります。
- (2) 入居契約の締結前に、当事業所から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。
このような場合には、ご利用者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

6.居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。入居される居室はご利用者の心身の状況や希望、居室の空き状況等を考慮し協議の後決定いたします。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	18室	ベッド・収納
居間・食堂	2室（1ユニット1室）	テーブル・椅子・テレビ
台所	2ヶ所（1ユニット1ヶ所）	キッチン・食器棚
トイレ	6ヶ所（1ユニット3ヶ所）	車椅子対応
浴室	2ヶ所（1ユニット1ヶ所）	一般浴槽
消防・防災設備		

7.職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況

職種	配置人員	指定基準
1.管理者	1名	1名
2.介護支援専門員 （計画作成担当者）	1名（2ユニット1名）	1名（2ユニット1名）
3.介護職員	6名（1ユニット3名）	6名（1ユニット3名）

配置職員の職種

職種	備考
1.管理者	事業所の業務を統括します。
2.介護支援専門員 （計画作成担当者）	ご利用者の介護支援（ケアプラン作成等）に関する業務を担当します。
3.介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

主な職種の勤務体制

職種	勤務体制*ただし変則週休2日制
1.管理者	早出1 7:00~15:30 早出2 7:30~16:00 日勤 8:30~17:00 遅出1 10:30~19:00 遅出2 11:30~20:00 夜勤 16:30~ 9:00
2.介護支援専門員 (計画作成担当者)	日勤 8:30~17:00
3.介護職員	早出1 7:00~15:30 早出2 7:30~16:00 日勤 8:30~17:00 遅出1 10:30~19:00 遅出2 11:30~20:00 夜勤 16:30~ 9:00

8.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

サービスの概要

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴

- ・入浴は基本、週3回行います。(身体や環境など状況に応じて変動あり。)
- ・家庭的な浴槽で、一人ずつゆっくりとご入浴いただきます。
- ・機械浴槽を使用して入浴することもできます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行

います。

④相談及び援助

- ・ご利用者とその家族からのご相談に応じます。

⑤その他自立への支援

- ・認知機能の活性化を図り、居室に籠りきりにならないように配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるように援助します。

⑥行事及びレクリエーション

- ・お花見、夏祭り、敬老祭、お誕生日会等

サービス利用料金

別表に定めます料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食材料費、その他実費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の介護度に応じて異なります。）

9. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

往診医

医療機関名	所在地	電話
あいぜん伊丹クリニック	伊丹市堀池 3-9-25 廣野ビル 1F	電話：072-767-6091
あいわクリニック	宝塚市中筋 2-10-11	電話：0797-80-4173
エール歯科・エールこども 歯科	宝塚市山本東 3-11-4	電話：0797-63-6480
いしかわ整形在宅クリニック	伊丹市中野西 3-1-1	電話：072-779-6300
宇川歯科	宝塚市五月台 2-11-4	電話：0797-89-1502

協力医療機関

医療機関名	所在地	電話
-------	-----	----

千船病院	大阪市西淀川区福町 3-2-39	電話 : 06-6471-9541
こだま病院	宝塚市御殿山 1-3-2	電話 : 0797-87-2525

10. ご利用者からの契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご利用者から契約の解除を申し出することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解除することができます。

- ① サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 当事業所が正当な理由なく、本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ③ 当事業所が守秘義務に違反した場合
- ④ 当事業所が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける具体的な恐れがある場合において、当事業所が適切な対応をとらない場合

11. 当事業所の申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退居していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により当事業所又はサービス従事者もしくは他の入所者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご利用者の行動が他のご入居者やサービス従業者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて、病院に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- ⑥ ご利用者が他の施設に入所、入院した場合。
- ⑦ ご利用者が死亡された場合（居室内荷物の整理・処分等に関しては要相談）

12.ご利用者が病院等に入院された場合の対応について

当事業所に入居中に医療機関へ入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

- ①入院当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び当事業所に入居することができます。
- ②3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合、もしくは入院された場合には、契約は解除となります。

13.円滑な退居のための援助

ご利用者が当事業所を退所する場合には、ご利用者の希望により、当事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- ・医療機関又は介護老人福祉施設等への紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

14.身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近で、ご利用者のお世話をされてきたご家族や親族にお引き受けいただくことが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。
また、こればかりではなく、ご利用者が医療機関に入院する場合や当事業所から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行っていただきます。更には、施設と協力、連携して退居後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) ご利用者が入居中に逝去された場合においては、そのご遺体の残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回りの品等であり、又高価品は除外します）の引取り等の処理についても身元引受人がその責任で行う必要があります。
貴重品として、事業所が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他、高価品などは残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うこととなります。また、ご利用者が逝去されていない場合でも、入居契約が終了した後、当事業所に残されたご利用者の残置品をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただ

く場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または、身元引受人にご負担いただくことになります。

(5) 身元引受人が逝去、もしくは破産宣告をうけた場合には、事業者はあらたな身元引受人をたてていただくために、ご利用者に協力をお願いする場合があります。

(6) 身元引受人が希望された場合には、利用料金の変更、サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

※ご利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

15. サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する相談または苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。

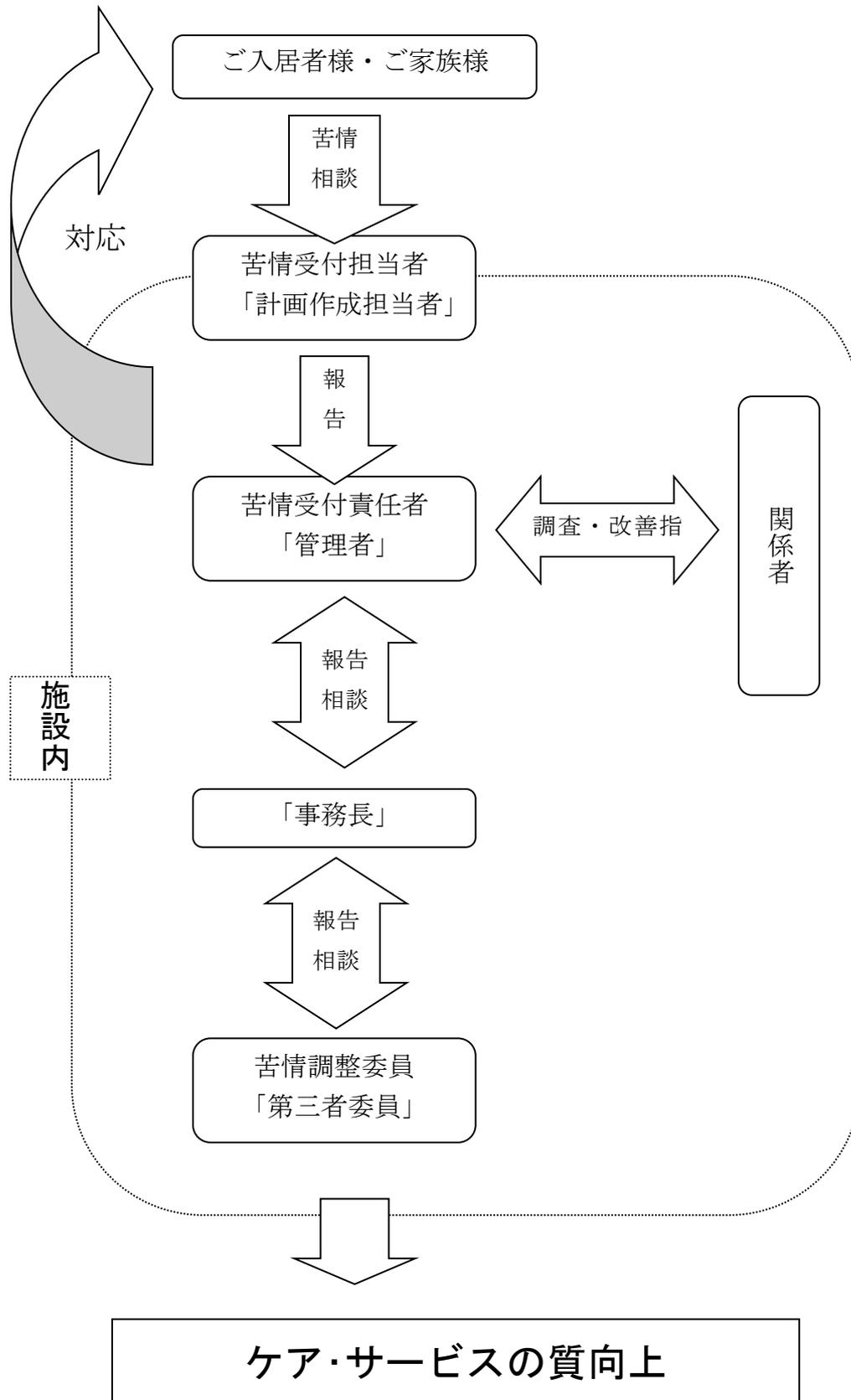
相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

※尚、当施設では第三者委員会を設置しており、中立の立場で皆様のご相談に応じています。第三者委員会へのご相談、申し立てがございましたら下記窓口までお申し出下さい。

【事業所の窓口】 社会福祉法人愛和会 グループホーム宝塚あいわ苑 計画作成担当者・管理者	所在地 宝塚市山本西 2 丁目 6 番 11 号 電話番号 0797-89-8553 FAX 番号 0797-89-8554 受付時間 月～金午前 8：30～17：00（祝日を除く）
【市町村の窓口】 宝塚市役所介護保険課	所在地 宝塚市東洋町 1 番 1 号 電話番号 0797-77-2136 FAX 番号 0797-71-1355 受付時間 9：00～17：30 月～金（祝日を除く）
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 電話番号 078-332-5617 FAX 番号 078-332-5650 受付時間 9：00～17：30 月～金（祝日を除く）

16. 苦情対応の流れ



17. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と介護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、運営規定に基づいて定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間満了の 60 日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から 5 年間保管するとともに、ご利用者等の情報開示の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。その際は、情報開示申請書を提出頂く等、当施設規定に則って情報開示を行います。

18. 当事業所利用の留意事項

当事業所をご利用にあたって、事業所に入居されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、他のご利用者のかたに迷惑のかかると思われるものは持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間は、基本的に午前 10 : 00～午後 8 : 00 と設定しておりますが、緊急の場合等はこの限りではありません。

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、なるべく 2 日前までにお申し出下さい。緊急の場合等は、この限りではありません。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ・故意に、又は僅かな注意を払うことにより避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に修復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとること

ができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

- ・事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- ・ペットの持ち込みはできません。

19.身体拘束について

当事業所では、ご利用者の身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者または他のご利用者等の生命身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

20.緊急時における対応方法

- (1) 利用者に対するサービス実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡等必要な措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

21.事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合には、市町村（保険者）、ご利用者やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じます。

22.損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、当事業所は速やかにその損害を賠償いたします。
但し、その損害の発生について、ご利用者側に故意又は過失が認められる場合においてご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、当事業所の損害賠償の額を減じる場合があります。
- (2) 事業所は、事故の責に帰する事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は賠償責任を免れます。

- ①ご利用者（そのご家族、身元引受け人を含む）が、契約締結に際し、ご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

- ②ご利用者（そのご家族、身元引受け人を含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ご利用者の急激な体調の変化等、当事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ご利用者が、当事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

23.個人情報保護について

当事業所では、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて同意をいただくことにしております。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 事業所内部での利用目的

- ①当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる当事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退居等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・保険事務の委託（一部委託含む）
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届け出等

(3) 上記以外の利用目的

- ①介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ②当事業所等において行われる介護技術実習への協力

- ③介護の質の向上を目指した当事業所内で行われる事例研究
- ④外部監査機関への情報提供

また、個人情報についてお気づきの点はお申し出ください。

24.秘密の保持について

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員と雇用契約の内容とします。
- (3) 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知します。

25.非常災害対策について

- (1) 非常災害に備えて非常災害に関する具体的計画（消防計画等）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 避難訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うように努めます。
- (3) 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消化・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底を行います。

26.運営推進会議の概要

(1) 運営推進会議の目的

認知症対応型共同生活介護に関して、活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。

(2) 委員の構成

- ・利用者代表、利用者の家族、地域住民代表者、宝塚市職員、社会福祉法人愛和会の職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有するもの。
- ・利用者代表、利用者の家族については、当事業所より選任させていただきます。

(3) 開催時期

おおむね2ヶ月に1回以上とします。

27.衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、
衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保ちます。
- (3) 事業所内は空調設備等により適温を確保するように努めます。
- (4) 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的 to 実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じます。

28.虐待防止について

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制を整備します。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (4) 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 愛和会
所在地 豊中市寺内1丁目1番10号
理事長 高岡 秀幸
事業所 グループホーム 宝塚あいわ苑
所在地 宝塚市山本西2丁目6番11号

説明者職名 氏名

私達は、本書面に基ついて施設から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所 _____

氏名 _____

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ (契約者との関係 _____)

私は、契約者が施設からの重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ (契約者との関係 _____)